

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第8 議案第9号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国民健康保険の運営の広域化が実施されたこと及び国民健康保険法施行令の規定を勘案し、葬祭費の額を変更したいので、開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を読み上げます。

議案第9号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、概要について御説明をいたします。

国民健康保険の被保険者が死亡した場合の葬祭費につきましては、国民健康保険法第58条第1項に基づき条例または規約の定めるところにより支給するとされております。本町においては、開成町国民健康保険条例の第8条で葬祭費の支給について規定し、現在、その金額を7万円としているところでございます。この葬祭費の金額につきましては、県内各市町村により異なっておりましたが、平成18年の健康保険法施行令の改正により政府管掌保険や共済組合保険等の被用者保険の埋葬料が5万円とされ、また、後期高齢者医療制度における埋葬料も県内一律5万円となったことなどから、県内33市町村では開成町以外は国民健康保険の埋葬料を5万円としております。

本町では、その金額の見直しにつきましては、国民健康保険の広域化を見ながら、また、小田原市新斎場の建設と使用料の状況等を見ながら検討するとしてまいりました。今般、国保の広域化が実現したこと、また小田原市の条例改正により新斎場の使用料が決定したこと、さらに健康保険法の施行令の規定を勘案しまして、国保の埋葬料の改定を御提案するものでございます。

それでは、次ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険条例（昭和34年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後でございます。

第8条の葬祭費の支給金額を7万円から5万円に改正するものでございます。

附則でございます。施行期日、第1条、この条例は、平成31年7月1日から施行いたします。これは、小田原市斎場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則、こちらが平成30年12月17日に公布されております。その中で、条例の施行期日が平成31年7月1日とされたことによるものでございます。

経過措置、第2条、この条例による改正後の開成町国民健康保険条例第8条の規定は、施行日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給について適用いたします。施行日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給については、従前の例によります。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。質疑はございませんね。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

続いて、討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第9号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。